

2015年9月10日

各位

会社名 株式会社かんぽ生命保険
代表者名 取締役兼代表執行役社長 石井 雅実
(コード番号：7181 東証)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2015年9月10日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴い、下記のとおり当社普通株式の売出し（以下「本株式売出し」という。）の実施を承認する旨決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社普通株式の売出しの件

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 66,000,000株
かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「国内
売出し」という。）に係る売出株式数は52,800,000株、海外市場
（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144
Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における
売出し（以下「海外売出し」という。）に係る売出株式数は
13,200,000株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株
式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2015
年10月19日）に決定される予定であり、同日に開催予定の取締
役会において承認する予定である。上記売出株式数は変更される
可能性があり、その場合、2015年10月7日に開催予定の取締役
会において承認する予定である。 |
| (2) 売 出 人 | 日本郵政株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（今後開催する取締役会において承認する仮条件をもとに、 |

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（2015年10月19日）に決定される予定であり、同日に開催予定の取締役会において承認する予定である。）

（4） 売 出 方 法

国内及び海外における同時売出しとする。

① 国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社及び東海東京証券株式会社を主幹事会社とする引受人（以下「国内引受人」と総称する。）に、国内売出しに係る全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。なお、国内売出しにおけるジョイント・ブックランナーは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社とする。

② 海外売出し

売出価格での海外市場における売出し（ただし、米国においては、1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）とし、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited 及びUBS AG, London Branch を共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下、国内引受人とあわせて「引受人」と総称する。）に、海外売出しに係る全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

国内売出し及び海外売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社とする。

- (5) 申込期間 2015年10月20日(火曜日)から
(国内) 2015年10月23日(金曜日)まで
- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 株式受渡期日 2015年11月4日(水曜日)
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。
なお、引受価額は、今後決定される売出価格の仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(2015年10月19日)に決定される予定であり、同日に開催予定の取締役会において承認する予定である。
- (9) 前記各項のほか、本株式売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後開催予定の取締役会において承認する。
- (10) 国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されることがある。また、海外売出しが中止された場合には、国内売出しも中止されることがある。さらに、本株式売出しと同時に、当社の親会社である日本郵政株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の日本国内及び海外市場における売出しが行われる予定であり、それらの売出しのいずれかが中止された場合には、本株式売出しも中止されることがある。

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 当社が指定する販売先に対する親引けの件

当社は国内売出しに関し、国内引受人に対し、上記1. の国内売出しに係る売出株式数のうち、30億円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、かんぽ生命保険従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

1. 当社普通株式の売出しの概要

- | | | |
|---------------|------------|---------------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 | 66,000,000 株 |
| | (うち国内売出株式数 | 52,800,000 株 |
| | 海外売出株式数 | 13,200,000 株) |
- 最終的な内訳は、上記総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、下記(3)記載の売出価格決定日に決定される予定である。
- | | |
|-------------------|--------------------|
| (2) 需 要 の 申 告 期 間 | 2015年10月8日(木曜日)から |
| (国 内) | 2015年10月16日(金曜日)まで |
| (3) 売 出 価 格 決 定 日 | 2015年10月19日(月曜日) |
- 売出価格は今後開催する取締役会において承認する仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、決定される予定であり、同日に開催予定の当社取締役会において承認する予定である。
- | | |
|-----------------|--------------------|
| (4) 申 込 期 間 | 2015年10月20日(火曜日)から |
| (国 内) | 2015年10月23日(金曜日)まで |
| (5) 株 式 受 渡 期 日 | 2015年11月4日(水曜日) |

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけるとともに、健全経営を確保する観点から必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を行っております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、経営環境の変化に対応し、将来に向けた安定的な企業成長を実現するために活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

財務の健全性、契約者への利益還元とのバランスを図りつつ、2018年3月期末までの間、当期純利益に対する配当性向30～50%程度を目安に、1株当たり配当の安定的な増加を目指してまいります。

(注) 上記の今後の利益配分等の記載は、一定の配当等を約束するものではありません。

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(4) 過去2決算期間の配当状況

回次	第8期	第9期
決算年月	2014年3月	2015年3月
1株当たり当期純利益 (円) (連 結)	104.67	135.54
1株当たり配当額 (円) (1株当たり中間配当額) (円)	28.01 (-)	40.88 (-)
自己資本当期純利益率 (連結) (%)	4.2	4.6

- (注) 1. 当社は2015年8月1日付で、普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益及び1株当たり配当額を算出しております。
2. 1株当たり連結当期純利益は、各期の当期純利益を、期中平均発行済普通株式数で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純損益を自己資本 (期首・期末の平均) で除した数値です。

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

3. 配分の基本方針

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

4. ロックアップについて

本株式売出しに関連して、売出人である日本郵政株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2016 年 5 月 1 日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、国内売出し、海外売出し及び当社による自己株式の取得に応じた当社株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を約束する書面を 2015 年 10 月 19 日付で差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を 2015 年 10 月 19 日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以上

注意事項：

この文書は、当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。